

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年 3月26日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 9 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	
1	1号機	補機冷却海水系電解鉄イオン供給装置供給ポンプ入口配管元弁において、シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GIII	
2	2号機	残留熱除去機器冷却海水系非常用ディーゼル発電設備冷却系熱交換器(A)空気抜き弁において、シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GIII	
3	2号機	原子炉建屋天井クレーンにおいて、主電源投入状態でシーケンサ制御用電源装置の出力がされない(電圧 0V)ことが認められたため、当該シーケンサ制御用電源装置を点検・修理。	GIII	
4	3号機	高圧炉心スプレー系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプモータ点検において、ポンプモーターベースの据え付けボルト用穴に腐食が認められたため、当該箇所を修理。	GIII	
5	3号機	制御棒駆動水圧系水圧制御ユニットにおいて、185体中11体(02-27、06-27、14-27、18-27、06-35、14-35、10-39、22-35、26-39、22-27、30-31)の水圧制御ユニットスクラム入口弁の軸封部より水の漏えい(にじみ程度、汚染無し)が認められたため、当該弁を点検・修理。なお、水圧制御ユニットを隔離し、漏えいは停止。	GIII	
6	4号機	補機冷却海水系配管点検において、配管およびスパーサーのライニング(配管4本、スパーサー1枚)に腐食が認められたため、当該ライニングを修理。	GIII	
7	4号機	補機冷却海水系配管点検において、スパーサー(1枚)のライニングに剥離が認められたため、当該ライニングを修理。	GIII	
8	1・2号廃棄物処理設備	1号廃棄物処理補機冷却海水系ポンプ(A)出口逆止弁において、動作不良(全閉状態にならない)が認められたため、当該弁を点検・修理。	GIII	
9	1・2号廃棄物処理設備	建屋内排水系サンプポンプ動作記録計(5)において、動作不良(印字不良および異音)が認められたため、当該記録計を点検・修理。	GIII	